

令和7年12月9日

三豊市議会議長 丸戸 研二 様

総務常任委員長 田中 達也

委員会調査報告書

本委員会の所管事務については、令和6年3月26日に開催した令和6年第1回定例会及び令和6年9月27日に開催した令和6年第3回定例会において、委員の任期中、閉会中継続審査することに決し、調査を行ってきた。その結果を下記のとおりまとめたので、三豊市議会会議規則第110条の規定により報告する。

記

1 調査案件

閉会中であっても所管部局の業務について調査・研究し、そのうえで改善・改良すべきことの指摘、あるいは最終的な提案等を行うことを目的として、次の事項について所管事務調査案件とした。

(順不同)

項目
定住促進について
防災について
まちづくり推進隊のあり方について

2 本委員会所属委員

(1) 令和6年2月22日の臨時会において選任されたのは、次の8名である。

為広 員史	詫間 政司	城中 利文	込山 文吉	川北 善伴
高木 修	田中 達也	三木 秀樹		※選任時の議席順

(2) 同日の委員会において、委員長及び副委員長を互選のうえ選出した。

委員長	田中 達也
副委員長	高木 修

3 委員会開催状況と内容(所管事務調査に関連したもの)

調査項目 △ 開催日	定住促進について	防災について	まちづくり推進隊の あり方について	協議事項
令和6年 4月25日	調査 人口減少対策について（第2次三豊市総合計画後期基本計画の方針）			議会報告会について 行政視察研修について
6月18日	調査 令和5年度移住者数・移住相談件数について	調査 防災について（三豊市地域防災計画（地震・津波対策編）等より）		行政視察研修について
7月9日 ～ 7月11日	行政視察 移住・定住施策について（南砺市議会）	行政視察 防災の取り組みについて（金沢市議会・上越市議会）		
7月30日		報告 5月28日の仁尾町浸水被害について		
8月9日	調査 移住・定住施策について	調査 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）		議会報告会における意見等に関する所管事務調査について
8月15日				市政に対する要請書について 委員会調査報告書について
9月11日			報告 まちづくり推進隊に対する交付金制度の見直し等について コミュニティに関する市民アンケート調査結果	市政に対する要請書について
10月17日			調査 まちづくり推進隊に対する交付金制度の見直し等について	
11月14日		報告 仁尾町浸水被害、田井川・大北水門の現状について	調査 まちづくり推進隊に対する交付金制度の見直し等について	
11月26日			意見交換会 まちづくり推進隊	
12月10日			調査 まちづくり推進隊のあり方について	意見交換会の開催報告書について 市政に対する要請書について

調査項目 開催日	定住促進について	防災について	まちづくり推進隊のあり方について	協議事項
令和7年 1月20日	報告 地域おこし協力隊の募集について 移住定住の取組みについて（アンケート結果と来年度の方針性）		調査 市政に対する要請書への回答について	
3月3日		調査 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン		
令和7年 4月11日		報告 消防車両更新について	調査 まちづくり団体の支援に係る新制度の概要	議会報告会について 行政視察研修について
5月19日		報告 避難所環境改善事業について	調査 まちづくり推進隊の動向について	
6月18日				議会報告会における意見等に関する所管事務調査について 行政視察研修について
7月22日		報告 防火水槽撤去工事について		議会報告会における意見等に関する所管事務調査について 行政視察研修について
7月29日 ～ 7月31日	行政視察 移住について（南魚沼市議会） 二地域居住について（佐渡市議会） 移住施策について（公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構）		行政視察 地域コミュニティについて（南魚沼市議会） 集落支援員について（佐渡市議会）	
8月12日		調査 避難所環境改善事業（トイレカード）について	報告 集落支援員制度について	市政に対する要請書について
9月17日	報告 地域おこし協力隊の任命について		報告 集落支援員制度の導入について	市政に対する要請書について
9月17日	意見交換会 高瀬高校との意見交換会			

調査項目 開催日	定住促進について	防災について	まちづくり推進隊のあり方について	協議事項
10月24日	調査 令和6年度移住者数・移住相談件数について		報告 令和8年度以降の地域コミュニティ支援の補助金について	委員会調査報告書について 意見交換会開催報告書について
11月21日				市政に対する要請書について 所管事務調査案件の調査報告について
12月9日		報告 消防水利について		市政に対する要請書について 所管事務調査案件の調査報告について

4 調査結果及び概要

令和6年第1回臨時会において委員が選任され、以降約1年9ヶ月にわたり所管部局の事業について調査・研究を行ってきた。その中で、閉会中も継続して調査・研究を行う所管事務調査案件として、まず「定住促進」「防災」の2件については、令和6年第1回定例会において選定をし、加えて、「まちづくり推進隊のあり方」の1件については、令和6年第3回定例会において選定をした。

所管事務調査案件に関連した会議等は、会期中の委員会も含め、令和6年度に11回、令和7年度に8回の計18回開催し調査を実施した。

また、令和6年11月にはまちづくり推進隊と、令和7年9月には高校生との意見交換会を実施している。

調査は、調査案件を集中的に調査する「調査」に加え、議会報告会における質問等に関する所管事務調査、三豊市議会意見交換会開催要綱に基づく「意見交換会」及び執行機関からの要請に基づく「報告」の聴取等の方法により実施した。また、先進地事例等を現地で調査する「行政視察」研修は、令和6年度に1回、令和7年度に1回実施し、見識を深めた。

「定住促進」については、令和4年度及び令和5年度に引き続き調査案件として調査を行った。また、「防災」についても、令和4年度及び令和5年度に引き続き調査案件とし、令和7年度の事務事業評価対象事業で選定事項となった。また、「まちづくり推進隊のあり方」については、令和6年度の市政に対する要請書において要請事項となるとともに、令和7年度の事務事業評価対象事業で選定事項となった。

調査結果としては、調査目的である「所管事務等の調査及び立案に資すること並びに議会の監査的機能の充実を図ること」について、委員個々の能力の向上及びチェック機能の強化を図るために調査を実施し、所期の目的を達することができた。以下、調査案件ごとに調査結果を報告する。

なお、議会報告会における質問等に関する所管事務調査の結果については、議会だより及び市議会ホームページにおいて公表している。

(1) 定住促進について

背景

本市においては、第2次総合計画において、「One MITOYO～心つながる豊かさ実感都市」をまちの将来像と位置づけ、人と自然が守られる定住のまちを目指して、他地域からの若者世帯の移住・定住を促進するため、相談や情報発信、住居に関する支援など様々な事業を行っているが、人口減少、生産年齢人口や出生者数の減少が続いている状況である。

これまでの取り組みと成果

これまでに取り組んだ定住促進に関する事業等は次のとおりである。

- ・若者定住促進・地域経済活性化事業（平成23年度から令和4年度まで）
- ・空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業（平成24年度から、県費1/2）
- ・移住促進・家賃等補助事業（平成28年度から令和6年度、県費1/2）
- ・移住促進・新婚世帯家賃補助事業（令和元年度から令和5年度）
- ・空き家バンク住宅・家賃等補助事業（令和元年度から令和5年度まで、県費1/2）
- ・東京圏UJIターン移住支援事業（令和元年度から、県費3/4）
- ・空き家バンク登録制度（平成24年度から）
- ・結婚新生活支援事業補助金（令和5年度から、国費2/3）

定住対策としての市内事業者を利用した事業は、若者を含む市民の市外流出の抑制や、市内事業者の活性化及び地域経済の活性化に一定の効果が見られた。一方で、令和元年度以降の転出者数、転入者数及び移住者数と終了している補助金も含めて7種類の移住補助金の推移を分析すると、令和4年度以降、特定財源がある補助金以外廃止することにより補助金額が大幅に減額したが、転出転入数に大きな変化は見られない。

今後は、「情報発信、相談業務」等による移住促進を重点的に行うため、「移住コンシェルジュ」として任用している地域おこし協力隊をはじめとした相談窓口の充実や、移住フェアへの積極的な参加により、移住先としての三豊市の知名度向上に努めていく必要がある。

委員会からの提言

人口減少が進む中、移住・定住は重要な政策である。本委員会では、定住促進事業について令和4年度から継続して所管事務調査案件とし、調査研究を行ってきた。

これまでの各種政策の効果により移住先としての三豊市の認知度は向上してきた。また、移住者からの発信によりさらに効果が生まれている。今後は、ふるさと回帰支援センターの視察時にも学んだように、フェア、セミナー等の顔の見える取組みを増やしていくことが重要である。

また、先般実施した高校生との意見交換会では、若者が減っていかないようにするためにには何が必要かという意見も出ていた。これは、高校生自身が進学や就職、その先の将来をイメージした時に感じる非常に率直な意見である。若者が「帰りたい」と思える、あるいは「住んでみたい」と感じる三豊市を実現するため、若者の視点を取り入れたまちづくりへの取り組みも必要である。他市町にはない三豊市ならではの特色のある移住政策に期待したい。

現在実施しているアンケート調査や、ふるさと回帰支援センター等の専門窓口との連携など、移住者の動向にも着目しながら、住みたい、暮らしていきたいと思ってもらえるような三豊市を目指し、三豊市を選んで住んでいただけるようなまちづくりを進めていくことが重要である。

(2) 防災について

防災については、令和4年3月に三豊市地域防災計画が改定され、取り組みがすすめられている。所管事務調査では、令和4年度からテーマを決めて、その対象範囲を絞って調査をしており、令和6年度からも、引き続き同様に調査を行った。

①三豊市地域防災計画（地震・津波対策編）等について

現状と課題

南海トラフ大地震が発生した場合の想定で、市内では震度6弱以上の揺れとなっており、詫間町、仁尾町の沿岸部の一部では震度7となっている。津波浸水予測図では、詫間町、三野町で浸水深2.0から3.0の区域が広がっており、一部、瀬入川付近では3.0から4.0メートルとなっている。

市内の被害想定で、南海トラフ最大クラスの際の建物被害は、被害が最も多いケースとされる冬の18時で、全壊が揺れによるもので4,800棟、地震・火災によるもので1,100棟となっている。また、人的被害は、死者310人、負傷者2,400人、避難者は避難所で1万1,000人、避難所外で7,400人の見込みとなる。

備蓄備品の備蓄量については、順次備蓄量を増やしている。なお、大規模災害発生に備えて、官公庁や民間企業等と、応急措置、救援物資供給、輸送や避難所など70協定を締結している。

委員会からの提言

発災時には、県内や他県からの応援は見込めない。自力の支援体制で考えることも必要である。防災については、行政視察のテーマとして取り組んでく。

②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について

現状と課題

令和6年8月8日午後4時43分頃に発生した日向灘における最大震度6弱を観測した地震について、南海トラフ地震臨時情報、「巨大地震注意」が発表された。市としては、19時半頃、防災行政無線、メール、LINE、市のホームページ等に臨時情報、巨大地震注意が発表されたため、周知を行った。また、家具類の固定や非常用持ち出し袋の準備、食料等の備蓄、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認の手段等について再度確認を促すため、防災行政無線等を使ってこの期間を通じて周知した。

委員会からの提言

周知は防災行政無線で市内全域に行うということだが、津波浸水が想定されるエリアに限り、公用車等での周知啓発を行うことが必要だと考える。また、事前避難についても避難場所が現実的ではない場所が多いように考えるが、実際の発災と今回の警戒における事前避難というのは別と考える点については理解できた。

③避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインについて

現状と課題

災害用トイレとは、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等、災害時に使用することを目的としたトイレである。時間経過に伴うトイレの組合せとしては、発災直後は携帯トイレや簡易トイレ、時間の経過とともに仮設トイレを主に使用することが想定される。被害想定や時間経過に合ったトイレの備えが必要である。

携帯トイレは、発災直後や在宅避難を想定して備蓄する。自宅や会社で使いやすいため備蓄に適している。簡易トイレは、し尿を貯留できるものやポータブルトイレ等は福祉スペース等でも使いやすく、耐久性もある。仮設トイレは、組立て式であればバリアフリートイレなど多目的に使用できる。

トイレは発災直後から確保が必要不可欠なものであり、避難者の健康にも直結するところから、避難所における生活環境を維持していくために、計画的に、災害用トイレの備蓄を増強していく。

委員会からの提言

実際に使用する際に慣れておくためにも、常日頃から市民にパンフレット等で周知をしておく必要がある。また、パーティション等、仕切りも必要である。女性目線も大切に考えておくべきである。使用後の処理手順や衛生管理についても確認願いたい。保管場所の問題もあるが、想定避難者数に応じ、できる限り各避難所に保管していくよう考えていくべきである。トイレカーについては、避難所の電源のことも考慮し、電気自動車を導入することを検討してほしい。

避難所運営期間が長くなるにつれて、行政の職員は配置できなくなると思われるため、地域住民によって避難所運営を行う必要がある。現状として、避難所運営のノウハウを

もつ自主防災組織は少ないため、避難所の組織運営まで想定した訓練も今後は必要である。

④避難所環境改善事業（トイレカー）について

現状と課題

トイレカーについては、近年の災害の発生状況から全国的に需要が高まっており、生産需要から納期未定のメーカーが多く、また、最近の物価高騰や資材不足の影響から見積価格が半年間で大きく上昇した。避難所環境改善事業のトイレカー調達については、ハイエースをベースとしたトイレカーの改造を予定している。トイレスペースを2か所確保し、車両の後部に電動パワーリフトを設置し、車椅子利用のトイレ使用も可能となるほか、トイレを外して固定式のベルトやフックを使用することで、車椅子利用者の移送も可能となる。なお、被災地支援も想定して、三豊市として認識できるよう全体にラッピングを施す予定である。

トイレカーの間接補助としては、三豊市建設業協会側へ、車両と車載型快適トイレを一式として、3台分の購入補助を行う。

IoT キーボックスについては、緊急地震速報もしくは震度5以上を受信した場合に、自動的に開く形のものを考えている。

委員会からの提言

ハイエース型は1台ということで、その活用方法は限られるものだが、建設業協会との連携等により他のトイレカーと組み合わせながら、大規模災害時に備えていくべきである。

【防災全般について】

委員会からの提言

防災に全般に関する点として、市内の防火水槽の一覧表作成については早急に作成する必要がある。実際の数を確認し、今後の管理について議論が必要である。

また、近年の線状降水帯が多発している状況に対して対策が不十分である。水門の管理については被害状況に大きく関わってくることから、管理者が適正な管理を行うよう対策をお願いしたい。加えて、水害に対するゴムボート等の資機材面での備え等についても、広域消防、県と十分に連携をとり、対策を講じる必要がある。

防災については、南海トラフなど昨今の豪雨等を起因とした土砂災害等への総合的な防災体制が必要であり、当然にして標準施策である。自助・共助の考え方をもち、コストをかけない対策として、自主防災組織の教育・啓発を強化することも重要である。

(3) まちづくり推進隊のあり方について

現状と課題（令和6年度）

市では、これまで実施してきたまちづくり推進隊（以下、推進隊とする。）に対する交付金制度を見直す。見直し概要としては、①推進隊に対する現在の交付金制度を廃止し、地域で活動する団体を広く支援する補助金制度を創設すること、②「委譲業務」の廃止、③集落支援員制度の導入の3点である。

見直しにあたっては、住民へのアンケートを実施した。アンケートの回答結果では、推進隊について「活動内容は知らないが、名前だけは知っている」、また、推進隊 자체を「知らない」という回答の合計が約76%であった。また、活動に参加したことがありますかといった問い合わせにも約7割の方が「参加したことがない」という回答であった。このような結果からも、これまでと同様の推進隊への支援を継続しても、地域の課題解決につなげることは難しいことから、推進隊以外のまちづくり団体にも広く支援を行うため、現在の交付金制度を廃止し、地域で活動する団体を広く支援する補助金制度を創設する。

現状として、まだ推進隊に関わらない、推進隊を知らない市民の方も非常に多い。また、公民館との活動の重複も見られる、十分な結果が出ていないということから、この補助金制度への変更によって、明確に地域課題を解決する事業に対して補助を行い、事業を充実させることができると考える。

交付金から補助金に変更するにあたり、事業費と管理費の考え方については今後検討していく。移譲業務の部分については、これまでの運用の中で、ある程度縮小している業務があり、当初よりは業務量が大幅に減っている。

市政に対する要請書への回答

令和6年11月26日に行なったまちづくり推進隊との意見交換会での内容をふまえ、令和6年12月20日に「市政に対する要請書」として市長に対し、提出した。また、その要請に対し、下記のとおり回答を得た。

◆まちづくり推進隊のあり方について

(1) 事務局機能の維持

より良い市民サービスを提供していくうえで、推進隊の事務局機能が必要である。新たな制度に移行しても、推進隊が十分に機能し存続できる体制づくりを可能とする制度の実現を要望する。

(2) 他団体との協働

これまでよりも多くの市民に各種サービスを提供するために、地域にある民間組織やボランティア団体と連携し、市民が真に求めるまちづくり活動が展開できるような提案の実現を要望する。

【回答】

推進隊も含めた地域における活動が、自立的な運営の下で地域課題の発見やそ

の解決という本質的な活動に注力し、さらなる地域コミュニティーの活性化が実現できるよう、新たな補助金制度等について検討している。

これまでと全く同じようにはならないが、推進隊においても別途導入する集落支援員制度と併せて、補助金を有効に活用し、市民から必要とされる活動に積極的に取り組んでいただきたいと考えている。

◆新たな制度の説明について

令和8年度からの新たな制度に向けて体制等を検討するに際しても、市からの十分な情報がないため、具体的な検討ができないとのことである。また、移譲業務を市が引き上げることについては、市民サービスの低下につながらないか危惧している。各推進隊に十分に説明すること、併せて令和7年第2回定例会までにはその結果について報告すること。

【回答】

新たな制度の内容については、提示できる段階となり次第、推進隊へも含めて十分な周知を図っていきたい。

移譲業務については、移譲業務のあり方を最終的に決めた後は、自治会長や地区衛生委員をはじめ、交通安全活動など、移譲業務に関わっている人に対する周知も丁寧に行っていく。

◆新たな補助金制度について

交付金から補助金に制度が変わることで、事務局が維持できなくなる。そのため、事務局費にも充当できる補助金となる制度設計の検討を要望する。

また、事業は、前年度に申請ができるようにし、事業を行う年度の当初で概算払いが可能な制度となるよう検討を進めること。

【回答】

現在、新たな補助金制度を検討していることから、御要望として受け止める。

推進隊も含めた地域における活動が自立的な運営の下で地域課題の発見やその解決という本質的な活動に注力し、さらなる地域コミュニティーの活性化が実現できるよう、引き続き検討を進めていく。

◆集落支援員制度について

市全体で集落支援員制度を活用していくためには、導入の時点から、制度が求める効果を十分に発揮する数の集落支援員の配置を要望する。

【回答】

全国の事例では、各自治体において活動、配置単位は様々である。本市においては初の取り組みとなることから、補助金制度とセットで地域課題の解決につなげていけるよう、スマールスタートで始めさせていただきたい。

現状と課題（令和7年度）

新たな補助金制度については、運営経費の面や補助率の面でより手厚い助成となる行政提案型事業と、地域課題の解決に取り組む団体が自らメニューを考える団体提案型事業の二つに分けて実施する。交付の上限回数などは、行政提案型は10分の10、団体提案型は全額補助から、翌年2分の1補助に、3年間で徐々に減らす形とする。なお、行政提案型事業については、団体の運営を支援するため、一般管理費に該当する額を交付する予定である。

移譲業務については、推進隊への業務の移譲は廃止する。ただし、自治会連合会各支部、また地区衛生組織連合会各支部の業務については、令和8年度以降は、市の業務として実施する。

集落支援員については、集落点検により地域課題を明確にし、地域と市の連携役として活動していただく。委託料は、500万円を上限に全額特別交付税措置されることから、その範囲内で制度設計を行う。集落支援員の活動により、地域ごとの課題に対して行政提案型事業を手厚くするなど、より課題解決につながるような施策の展開が可能となる。また、各旧町当たり2名程度で開始する予定である。

集落支援員の主な業務は、①集落点検。地域の実態を把握するため、自治会長会や防災組織、学校、PTAなどの各地区で行われている会合へ参加し、直接住民の声を伺いながら課題を収集していくもの。加えて、集落支援員同士の定期的な情報交換を通じ、地域課題を共有し、その後の施策検討につなげること。②集落の在り方についての話し合いとして、地域住民が主体となった意見交換を行い、地域の課題や将来像を議論することで、住民間での情報共有や相互理解を深め、まちづくりへの参画意識を醸成すること。③地域活性化のための活動として、活動意欲はあるものの高齢化等により補助金申請や各種事務手続が負担となり、継続が難しい地域団体等に対して、運営補助を行い、事務負担を軽減することで地域コミュニティーの活性化につながるよう支援すること。以上3点を想定している。

委員会からの提言

これまで予算が減額したり、今回、交付金の終了が決定したりしたことで、推進隊においては、明らかにモチベーションの低下が受益者数の低下につながってきた。そもそも、推進隊がなぜできたかということを考えると、各町の差が出てきてはいるが、まだまだ拡充していくべきものだと考える。

今回、交付金事業としては廃止するものと考えているが、「地域課題を見つけて、それを自分達で考え、行動して、解決していく」という理念に変わりはない。市民によるまちづくり活動が引き続き活性化していくためにも、予定されている新補助金制度や集落支援制度が、これまでの交付金による地域づくり事業を復興させ、さらに充実させるような補助金となることが求められる。